

第一二二號議案

鳥取県旧町村職員恩給組合資産管理組合規約一部改正の件

地方自治法第二百八十四条第一項の規定により昭和三十七年十二月一日設立した本所 加入の鳥取県旧町村職員恩給組合
資産管理組合の規約の一部を次のように改正する。

昭和三十八年十一月十一日提出

鳥取県東伯郡三朝町長坂出雅己

昭和卅八年拾貳月卅日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄



鳥取県旧町村職員恩給組合資産管理組合規約の一部を改正する規約（案）

鳥取県旧町村職員恩給組合資産管理組合規約の一部を次のように改正する。

別表第一、及び別表第二中「鳥取県旧町村職員恩給組合」を「鳥取県旧町村職員恩給組合資産管理組合」に改め、「津ノ井村」を削る。

附 則

この規約は、公布の日から施行する。ただし、「鳥取県旧町村職員恩給組合」を「鳥取県旧町村職員恩給組合資産管理組合」に改める部分は昭和三十七年十二月一日から適用し、「津ノ井村」を削る部分は昭和三十八年四月二十二日から適用する。